千葉県酪農のさと管理規則一部改正の概要

１　改正内容

（１）様式の一部改正

令和３年３月８日付け行革第６４８号・政法第１４１０号通知による「押印見直し方針」に基づき、県民等が行う申請等に係る負担を軽減し、利便性の向上を図るため、許可申請書等の別記第一号様式及び第二号様式に定められている押印を廃止するもの。

なお、別記第三号様式及び第四号様式については、権利義務に関する文書であるため、押印は廃止しない。

（２）改正様式

ア　千葉県酪農のさと内行為許可申請書（別記第一号様式）

イ　千葉県酪農のさと内行為許可事項変更許可申請書（別記第二号様式）

２　施行期日

令和三年十一月一日から施行する。